

「令和6年度から適用される個人住民税の主な税制改正」

○上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式の統一

- ・これまで所得税と個人住民税（市・県民税）において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度より、**所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。**
- ・これにより所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、個人住民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなるため、**扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合がありますのでご注意ください。**
- ・また、所得税の確定申告において課税方式を選択した場合、その後、修正申告などにおいてその選択を変更することはできません。

課税年度	所得税の課税方式	個人住民税の課税方式
令和5年度 (令和4年分) 以前	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税
令和6年度 (令和5年分) 以降	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	所得税と同じ課税方式で算定

○国外居住親族に係る扶養控除の見直し

- ・**30歳以上70歳未満**（前年の12月31日時点の年齢）の**国外居住親族**について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除などの適用対象から除外されます。
- ・なお、配偶者の配偶者控除の適用、年少扶養親族の要件については、令和5年度以前と変わりません。

- 1 留学により非居住者となった方
- 2 障がいのある方
- 3 納税義務者から生活費等に充てる目的で年間38万円以上の金銭を受け取っている方

区 分	申告の際に添付又は提示しなければならない 確認書類	
16歳～29歳	親族関係書類、送金関係書類	
30歳～69歳	1 留学により非居住者となった方	親族関係書類、送金関係書類、留学ビザ等書類
	2 障がいのある方	親族関係書類、送金関係書類
	3 納税義務者から生活費等に充てる目的で年間38万円以上の金銭を受け取っている方	親族関係書類、38万円送金書類
	(上記1～3以外の方)	扶養控除対象外
70歳～	親族関係書類、送金関係書類	

○森林環境税の創設

個人住民税の均等割と併せて、**国税として1,000円が課税**されます。

詳しくは、令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります ページをご確認ください。